

平成18年2月22日付けの高知県監査委員の取りまとめました、県警捜査費にかかる「監査結果報告書」についてご評価いただいた由にて、ご要請に基づき、マスコミ発表したことの範囲で且つ、地方自治法198条の3にありますように、‘公平不偏の態度’を以って記述いたします。

17年7月7日に県議会の議決に基づき議長から“県警本部、高知署の14、15年度の県警捜査費執行について特別監査を行い、12月議会までに報告するよう”要請がありました。翌7月8日には、知事から“県警本部、高知署の12年度から15年度までの県警捜査費執行について特別監査を行い、12月議会までに報告するよう”要請がありました。

早速、監査委員と監査事務局で情報の収集と事務方針の策定に取り掛かりました。先進県であります北海道、宮城、愛媛県に手分けをして訪問し、許される範囲で手法、要領、体制など勉強させていただき、その後に大変役に立ちました。一方、16年度の県警本部、高知署の定期監査は特別監査と同様の随時監査として行う事とし、通算5カ年の特別監査をする事になりました。

7月27日の監査委員会では今後の監査について“県警本部の協力が不可欠”との認識のもとに県警本部長に協力を申し入れしました。ここからが実質の出発点でした。

マスコミ発表は個社別にはせず、まとめて行う事に努めました。

8月1日のマスコミのインタビューで、事の始めに大事なことと思ひ2つの宣言をしました。1つは‘捜査員の面談聴取に県警の立会いは認めない’ことでした。捜査員が発言しやすい環境を作り、自由な発言を期待しました。2つ目は‘面談聴取の場所は監査委員が主体的に決める’でした。捜査員に安心感を与え、本音を期待したためです。

続いて監査の姿勢、方法をはっきりさすために、8月3日の監査委員会では“特別監査要綱と実施要領”を議決しました。内容は 1：悉皆監査をする。(抽出でなく出来得る限り全部監査に努める)。2：説明責任を果たし得る透明性の確保。3：守秘義務の再確認 4：警察本部等の協力を求めること。(本部の協力なくしては、監査はスムーズに運ばない)。以上を‘基本原則’としてお互いに確認し合い、迷う事があれば、ここに戻って再出発することにしました。

また、‘監査の主眼’として 1：捜査費が法令等に基づく適正な手続きによって執行されているか。2：領収書等の証拠書類が適正に保管されているか。3：執行された捜査費が支出の目的に沿って適正に使用されているか。4：執行された捜査費が正当な債権者に支払われているか。の項目を掲げました。

8月4日‘特別監査プロジェクトチーム’を立ち上げ役割分担を決めました。

8月18日に上記の‘特別監査要綱’と‘実施要領’をマスコミ発表しました。

8月22日から特別監査の実施に取りかかりました。まず、県警監査資料の提出を求めました。8月26日に延べ9日間かけて県警本部実地監査を開始しました。

10月17日に監査委員会を開催し、実地監査の報告と今後の方針について協議し、現状把握と方向性の確認をしました。

10月19日に店舗調査に入るためのマニュアルを決定し、知事部局から96名の応援を頂き、順次説明会を開いて調査姿勢の確認と意思統一を図りました。

10月24日にマスコミに対し、‘今後、店舗調査に入るが調査店舗に迷惑をかけないため、写真撮影や追跡取材をしないよう’に要請しました。これは、十分守っていただき心配したような混乱はありませんでした。

10月31日から店舗調査を開始しました。

11月10日に全都道府県監査委員協議会連合会にて特別要請に基づき、県警特別監査の状況について支障のない範囲で発表しました。

11月28日から捜査員に対する聞き取り調査を開始しました。捜査員に対しては、面談の冒頭で「ここで話したことで個々の捜査員の氏名が特定されるような報告書にはしないし、上司にも報告はしない。自由に本音を話してもらいたい」と宣言、説明した。一方マスコミに対しては、「捜査員のプライバシーの保護及び円滑な監査の実施のため、写真撮影や個別取材はしないよう」要請し協力を頂きました。

以上、この間の警察との調整についての最大の問題が、‘マスクングのオープンを含めた全面開示’でありました。監査委員の守秘義務を説明し、全面開示をするように口頭での申し入れを2回、文書持参で3回致しましたがすべて拒否されました。従って、マスクングが外れないままの書面監査、聞き取り調査となり、隔靴搔痒の感を免れませんでした。また、資料の取りまとめ、分析、面談の遅れなどで12月議会には間に合わず、議会、知事双方に2月議会までの報告延期を申し入れ、了承されました。

18年2月22日に議会、知事に監査結果報告書を提出し、同日の議会本会議にて発表しました。

監査対象	13,789件	51,418,636円
支出の実態がないと判断するもの	85件	777,966円
支出が不適正と判断するもの	115件	691,693円
支出が不自然で疑念のあるもの	3,178件	16,450,222円
合計	3,378件	17,919,881円 (34.9%)